

参照条文

○揮発油税法（昭和 32 年法律第 55 号）〔抄〕

（税率）

第九条 揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき二万四千三百円とする。

○地方揮発油税法（昭和 30 年法律第 104 号）〔抄〕

（税率）

第四条 地方揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき四千四百円とする。

○租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）〔抄〕

（揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例）

第八十八条の八 平成二十二年四月一日以後に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の税額は、揮発油税法第九条及び地方揮発油税法第四条の規定にかかわらず、当分の間、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万八千六百円の税率により計算した金額とし、地方揮発油税にあつては五千二百円の税率により計算した金額とする。

2 〔略〕